

会 議 録 目 次

平成26年第2回海田町議会定例会（第4日目）

平成26年3月18日（火）午前9時00分開会

| | | | |
|-----------|--------|--|----|
| 日 程 第 1 | 第13号議案 | 広島県と安芸郡海田町との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の制定について・・・・・・・・ | 5 |
| 日 程 第 2 | 第14号議案 | 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・ | 5 |
| 日 程 第 3 | 第15号議案 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・ | 6 |
| 日 程 第 4 | 第16号議案 | 海田町自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・ | 7 |
| 日 程 第 5 | 第17号議案 | 海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について・・・・ | 8 |
| 日 程 第 6 | 第18号議案 | 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・ | 9 |
| 日 程 第 7 | 第19号議案 | 海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について・・・・ | 9 |
| 日 程 第 8 | 第20号議案 | 海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について・・・・ | 10 |
| 日 程 第 9 | 第21号議案 | 海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・ | 11 |
| 日 程 第 1 0 | 第22号議案 | 平成26年度海田町一般会計予算・・・・・・・・ | 11 |
| 日 程 第 1 1 | 第23号議案 | 平成26年度海田町公共下水道事業特別会計予算・・・・・・・・ | 13 |
| 日 程 第 1 2 | 第24号議案 | 平成26年度海田町国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・ | 14 |
| 日 程 第 1 3 | 第25号議案 | 平成26年度海田町介護保険特別会計予算・・・・・・・・ | 14 |
| 日 程 第 1 4 | 第26号議案 | 平成26年度海田町後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・ | 15 |
| 日 程 第 1 5 | 第27号議案 | 平成26年度海田町水道事業会計予算・・・・・・・・ | 16 |
| 日 程 第 1 6 | 第28号議案 | 工事請負契約の締結について（町内小中学校エアコン設置工事その1）・・・・・・・・ | 17 |
| 日 程 第 1 7 | 第29号議案 | 工事請負契約の締結について（町内小中学校エアコン設置工事その2）・・・・・・・・ | 24 |
| 日 程 第 1 8 | 第30号議案 | 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 | |

平成26年第3回海田町議会定例会

会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成26年3月4日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月18日(火)9時00分宣告(第4日)



4. 応招議員(16名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 大高下 光 信 | 2番 | 大 江 康 子 |
| 3番 | 兼 山 益 大 | 4番 | 下 岡 憲 国 |
| 5番 | 住 吉 秀 公 | 6番 | 宗 像 啓 之 |
| 7番 | 桑 原 公 治 | 8番 | 岡 田 良 訓 |
| 9番 | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |



5. 不応招議員

なし



6. 出席議員(16名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 大高下 光 信 | 2番 | 大 江 康 子 |
| 3番 | 兼 山 益 大 | 4番 | 下 岡 憲 国 |
| 5番 | 住 吉 秀 公 | 6番 | 宗 像 啓 之 |
| 7番 | 桑 原 公 治 | 8番 | 岡 田 良 訓 |
| 9番 | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |



7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|----------|---|-------|
| 町 | 長 | 山岡寛次 |
| 副町 | 長 | 三宅信行 |
| 総務部 | 長 | 窪地満 |
| 福祉保健部 | 長 | 臼井真 |
| 建設部 | 長 | 北山忍 |
| 企画課 | 長 | 門前誠司 |
| 財政課 | 長 | 鶴岡靖三 |
| 総務課 | 長 | 脇本健二郎 |
| 税務課 | 長 | 中下義博 |
| 生活安全課 | 長 | 丹羽勤 |
| 住民課 | 長 | 尾木茂 |
| 社会福祉課 | 長 | 中川修治 |
| 子ども課 | 長 | 森川雅枝 |
| 長寿保険課 | 長 | 森原知美 |
| 保健センター所長 | | 湯木淳子 |
| 都市整備課 | 長 | 近森茂 |
| 建設課 | 長 | 久保田誠司 |
| 下水道課 | 長 | 龍岩広幸 |
| 水道課 | 長 | 花本則之 |
| 会計管理者 | | 加藤一生 |
| 教育 | 長 | 中村弘市 |
| 教育次 | 長 | 細川真示 |
| 学校教育課 | 長 | 石川直之 |

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 伊 藤 仁 士
主 事 戸 成 正 考
主 事 平 田 裕 子

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日 程 第 1    第13号議案    広島県と安芸郡海田町との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の制定について
- 日 程 第 2    第14号議案    海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 3    第15号議案    特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 4    第16号議案    海田町自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 5    第17号議案    海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 6    第18号議案    海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 7    第19号議案    海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 8    第20号議案    海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 9    第21号議案    海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第10    第22号議案    平成26年度海田町一般会計予算
- 日 程 第11    第23号議案    平成26年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日 程 第12    第24号議案    平成26年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日 程 第13    第25号議案    平成26年度海田町介護保険特別会計予算
- 日 程 第14    第26号議案    平成26年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日 程 第15    第27号議案    平成26年度海田町水道事業会計予算
- 日 程 第16    第28号議案    工事請負契約の締結について(町内小中学校エアコン設置工事その1)
- 日 程 第17    第29号議案    工事請負契約の締結について(町内小中学校エアコン設置工事その2)

日程第18 第30号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 発議第1号 海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第1 発議第2号 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。この際、町長より発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。今日もよろしくお願ひいたします。広島市東部地区連続立体交差事業についてでございますが、昨日議長とともに県庁に赴き、直接県議会の各会派の先生方にお会いをし、改めて連続立体交差事業の現計画どおりの実施を強く訴えてまいりました。今後とも、町議会と一緒にその実現に向けて全身全霊を傾注してまいりますので、議員の皆さん方のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久留島）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第19に至る各議案でございます。この際、日程第1、第13号議案から日程第15、第27号議案までを一括議題といたします。去る3月6日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。予算委員会委員長、下岡議員。

○予算審査特別委員会委員長（下岡）予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は平成26年3月6日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過については、お手元にお配りした報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第13号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第14号議案については、修正案が提出され、これを賛成少数で否決すべきものと決定し、その後、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。第15

号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第 16 号議案及び第 17 号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第 18 号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第 19 号議案及び第 20 号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第 21 号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第 22 号議案及び第 23 号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第 24 号議案及び第 25 号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第 26 号議案及び第 27 号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

- 議長（久留島）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。まず、第 13 号議案、広島県と安芸郡海田町との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 13 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 13 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 議長（久留島）続いて、14 号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）反対討論ですか。はい、佐中議員。
- 15 番（佐中）第 14 号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。提案をされている第 4 条第 1 項中、180 日以内を平成 27 年 3 月 31 日までの間に改めるは、昨年 12 月議会で全

会一致で決めた 180 日以内と提案をされた内容にあまりにも大きな開きがあるからであります。提案理由は、住民投票の期日について、広島市東部地区連続立体交差事業の状況が不透明であり、今後の結果を見定める必要があるため平成 26 年度末まで延長するとともに云々とあります。特に、今後の結果を見定める必要があるためとは、この結果によっては、住民投票をしない可能性もある訳でございます。庁舎の移転はどちらであっても立ち退かなければなりません。これは議会の意思を無視し、町長の引き伸ばし作戦でございます。私は、180 日以内は無理としても、妥協して延長 90 日で、総計 270 日までの 9 月末と当初から思っておりましたが、今回提案をされているのは丸々 1 年と 3 か月で、日数にしてみると、475 日延長となります。庁舎の場所の決定をいつまでも遅らせ、町民にとってさらに不信感を拡大させると同時に、海田町にとって J R 高架事業の不利の要因を拡大することは確実でございます。町長が施政方針で冒頭に見直し案は到底受け入れられるものではないと発言をされておりますが、これにも逆行する訳でございます。よって、この第 14 号議案の住民投票条例の期限の延長について反対をいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 14 号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 14 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第 15 号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 15 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 15 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第15号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 続いて、第16号議案、海田町自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 岡田議員。まず反対討論をお願いします。

○8番(岡田) 第16号議案、海田町自動車駐車場条例の一部を改正する条例に反対する討論を行います。まず、世界の主要国では、国税収入に占める消費税率の割合は、イギリスが21パーセント、ドイツが35.6パーセント、イタリアが28.3パーセントで、スウェーデンは16.5パーセントです。これらの国々の消費税率は大体20パーセント前後でありますけれども、日本は消費税5パーセント、国税は4パーセントになっておりますけれども、これが、国の税収に占める割合は24.4パーセントであります。8パーセントになったら37パーセントにもなります。そもそもこの消費税、七つの大罪があると言われております。一つは、景気を底から冷やす、二つ目に低所得者ほど負担が重い、三つ目に徹底した大企業優遇の税制であること、4番目に大企業のリストラ推進の税制であります。そして5番目に中小企業の経営を破壊する税である、そして6番目に膨大な滞納を招く欠陥税、そして7番目に消費税の増税は戦争税と言われております。この条例改正案は、消費税の税率の引き上げに伴い駐車場の使用料を見直すという提案理由ですが、一般会計で扱う公共料金については、法律で納入をしなくてもよいとなっております。消費税法第60条第6項では、自治体が一般会計に係る業務として行う事業については、課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額を同等とみなすことになっているので、結果的に納税額が発生しない仕組みとなっております。駐車場利用者に新たな負担を強いるべきではないと考えて、第16号議案、海田町自動車駐車場条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

○議長(久留島) ほかに討論がございしますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決

を行います。お諮りいたします。第 16 号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島)着席してください。起立多数と認めます。よって、第 16 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島)続いて、第 17 号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)討論があるようですので、討論を行います。まず反対討論を許します。佐中議員。

○15番(佐中)第 17 号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。提案理由に、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い公園使用料及び海田町総合公園の利用料金の見直しを行うとしております。そもそも消費税は、低所得者ほど負担が多く経済的弱者を踏みつける不公平な税制であります。円安によって大企業の利益が急増しておりますが、労働者の実質賃金は低下し、家計消費が低迷し、物価上昇により国民の暮らしはますます苦しくなっております。消費税で 8 兆円、社会保障の改悪など含めて 10 兆円もの負担増を国民に押しつけ、この結果、暮らしは落ち込み、雇用の 7 割を支える中小零細企業の経営は破壊をされます。消費税増税によって、国民の暮らしも経済も財政も破綻をするのも、時間の問題であります。それを提案理由として、公園使用料及び海田町総合公園の利用料金の引き上げに反対し討論を終わります。

○議長(久留島)ほかに討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 17 号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島)着席してください。起立多数と認めます。よって、第 17 号議案は、委員

長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第 18 号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 18 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 18 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第 19 号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。
岡田議員。

○8 番（岡田）第 19 号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例に反対をする討論を行います。下水道料金の滞納者は、平成 22 年 1 月末では 181 件だったものが、それが年々増え続けて、今年の平成 26 年の 1 月末には 317 件と増加を続けております。生きていく上で水は欠かせませんが、代金が支払われないからといってすぐ水を止めるべきではないということは言うまでもありません。そして、下水道料金は水道料金と連動しております。ということは、滞納の理由をもっと調査して、どうすれば払えるようになるかを相談をして対処をしていくべきだと思います。そうした中での料金はますます滞納者を生むことを意味しております。消費税の税率が上がるということで単純に値上げすべきではないと思います。以上の理由で、この第 19 号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございましたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第19号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 着席してください。起立多数と認めます。よって、第19号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 続いて、第20号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番(佐中) 第20号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。提案理由に、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い水道料金等にかかわる規定について所要の改正を行うとしております。具体的には、水道料金と水道メーター使用料に税として100分の5を100分の8に改めるという内容であります。そう遠くない時期に、2年から3年の間にはまた税率10パーセントになると予想され、再び税率の引き上げをすることになります。消費税増税法は税率引き上げは、経済状況の好転について、名目及び実質経済成長率、物価動向等種々の経済指標を確認をし、その施行の中止を含め、所要の措置を講ずるとしております。経済指標からも、今やるべきことは消費税の増税ではなく中止の措置であります。国民の暮らしと営業の実態は消費税を増税する状況にはありません。労働者の賃金は20か月以上連続で減少し、年金は減り続けております。円安による原材料費の高騰で中小企業は痛めつけられ、生活必需品の値上げは家計を襲っております。消費税増税とともに、74歳の医療費の自己負担の1割から2割への引き上げ、年金の引き下げ、生活保護の第2弾の削減も待ち構えております。このような状況の中で、水道料金の引き上げには反対をいたします。

○議長(久留島) ほかに討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 20 号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 20 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第 21 号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 21 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 21 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第 22 号議案、平成 26 年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第 22 号議案、平成 26 年度海田町一般会計予算に反対する討論を行います。反対する理由は、消費税増税を見込んだ平成 26 年度予算だからであります。税も使用料も利用料も増税を見込んだ予算だからです。消費税増税について、どの政権でも避けて通れないというだけで、なぜ増税か、なぜ消費税かについてまともな説明は一切今までしておりませう。今進められているのは、消費税増税計画は三つの大きな問題があります。まず第 1 に無駄遣いを続けたままの増税だということでありませう。

政府税調は、4月からの消費税増税前に法人税実効税率を引き下げる検討を始めております。法人税率引き下げは財界の強い要望であります。もともと大企業は消費税を1円だって払っておりません。これまでも無駄な大型開発を次々と復活をさせ、320億円に上る政党助成金は受け取り続け、その一方で富裕層や大企業には年間1.7兆円もの新たな減税であります。こういう無駄遣いを続けながら増税は許せるものでありません。第2は、社会保障を切り捨てる、これと一体となった増税であります。老齢年金、障害年金の給付削減などを皮切りに、年金の支給開始を68から70歳に先延ばしする、あるいは医療費の窓口負担も増やす、保育園の公的責任を投げ捨てる、子ども・子育て新システムを導入するなど、社会保障のあらゆる分野で、高齢者にも現役世代にも子どもたちにも負担増という、給付削減という、連続改悪を進める計画であります。社会保障と税の一体改革とありますが、一体改悪がその実態です。第3は、日本経済をどん底に突き落とし財政破綻を一層ひどくするということでもあります。1997年に橋本内閣のもとで強行された消費税の5パーセントへの増税と医療費値上げなど、総額9兆円の負担増は当時回復の途上にあった景気をどん底に突き落とし、その結果、財政破綻も一層ひどくいたしました。税収の落ち込みと景気対策のための財政支出で、国と地方の長期債務はわずか4年間で200兆円も増える結果となった訳でございます。このように、暮らしも経済も財政も壊す消費税増税に反対する立場から、一般会計予算に反対をいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。第22号議案、海田町一般会計予算につきまして、賛成の立場より討論を行います。消費税3パーセントのアップは庶民におきましては、大変な負担であることは私個人も痛感いたしております。しかし、高齢化社会を迎えた今日、扶助費をはじめ医療費・介護費等、年々増加するばかりでございます。歳入に対しまして歳出のパーセントは年々上昇してきております。今回の第22号議案、平成26年度海田町一般会計予算案でございますが、その中には、消費税の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響にかんがみ、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置とあわせて低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、国といたしましては、総額約3,000億円の給付措置を行っております。海田町にお

きましては、6,461万8,000円でございます。また、子育て世帯臨時特例給付金においてでございますが、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うために、給付金が行われております。国に対しましては、この費用は全額国庫負担でございます、海田町におきましては4,342万6,000円が計上されております。また、国は消費税10パーセント導入の場合には、軽減税率もあわせて実施するとされております。よって、今回一般会計予算、賛成の立場より討論を行いました。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第22号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第22号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第23号議案、平成26年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○8番（岡田）第23号議案、海田町下水道事業特別会計予算に対する反対の討論を行います。反対理由は、先ほどの19号議案と同じで、消費税の増額を含んでいるこの特別会計の予算だから反対をいたします。今の2014年度の国の予算でも、医療・年金・介護など社会保障の分野でどんどん削減が進んでおります。そして消費税の税率が5パーセントから8パーセントに上がる、こういうふうな理由で、これ以上町民の皆さんに負担を強いるべきではないと思い、この議案に対して反対をいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 23 号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 23 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第 24 号議案、平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 24 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 24 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第 25 号議案、平成 26 年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 25 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 25 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて、第 26 号議案、平成 26 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。

佐中議員。

○15番(佐中) 第26号議案、平成25年度海田町後期高齢者医療特別会計予算に反対する討論を行います。理由については、保険料の引き上げだからであります。日本の高齢者世帯は年収200万円以下の世帯が40.5パーセント、年収100万円未満の世帯も13.9パーセントにも上ります。広島県の後期高齢者広域連合の普通徴収の方が約35パーセントもいらっしゃいます。高齢者は長年にわたり社会の進展に寄与してきた者、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障されるべきであります。このように、老人保健法に明記をされている。ところが、現在の後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り高齢者を別枠の医療保険に強制的に追い込んで、負担増と差別を押し付ける悪法であります。2008年制度導入後、既に2回にわたる保険料値上げをされ、今回で3回目であります。際限のない保険料の値上げと差別医療の推進というこの制度の改悪は、高齢者国民に本格的に覆いかかろうとしております。減らされ続けた高齢者医療費への国庫負担を復元をし、保険料や窓口負担の軽減を進めなければなりません。高齢者が大切にされ安心して老後を送れる社会の実現を目指して全力を挙げなければなりません。今回費用負担の見直しということで、財政安定化基金など一定の努力をされておりますが、保険料を支払う被保険者にとっては、公的年金は老後の暮らしを支える柱であります。ところが、毎年のように繰り返される支給額の削減のために、年金制度の不安が高まっております。年金は支給額2.5パーセント削減することが、マクロ経済スライドを物価が下がった年にも発動するように改悪をし、年金が恒久的に削減をしていく改悪も計画をされております。よって今回の保険料率の引き上げを中心とした26年度予算案に反対いたします。

○議長(久留島) ほかに討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第26号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 着席してください。起立多数と認めます。よって、第26号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 続いて、第27号議案、第平成26年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○8番(岡田) 第27号議案、海田町水道事業会計予算に反対する討論を行います。これも、第20号議案と同じ理由で、消費税の増額を含んでいるためこの水道事業会計の予算に反対をいたします。水道事業の滞納者も平成22年の1月から1月では254件だったものが、今年の26年の1月末には384件と年々増加をし続けております。またこの水は生きていく上で欠かすことができません。代金が払えないからといってすぐ水を止めるべきではないということは先ほど言いましたけれども、言うまでもありません。滞納などの理由を、もっと調査をしてどのようにすれば払えるかなどを相談をして対処すべきです。そうしないと、こういうふうな値上げをした料金、ますます滞納者を生むこととなります。消費税の税率が上がるからといって簡単に値上げをすべきではないと思ひ、27号議案の海田町水道事業会計に反対をいたします。

○議長(久留島) ほかに討論がございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第27号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 着席してください。起立多数と認めます。よって、第27号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第16、第28号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたし

ます。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 28 号議案、工事請負契約の締結について。町内小・中学校において施工する町内小中学校エアコン設置工事その 1 の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは第 28 号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書その 2 の 1 ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は町内小中学校エアコン設置工事その 1 でございます。工事場所は海田町昭和中町地内他 2 か所、請負金額は 1 億 9,382 万 7,600 円、請負者は富士古河 E & C 株式会社中国支店、支店長穴野順也で、工期は議決の日の翌日から平成 26 年 7 月 31 日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料 43 の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札は、海田町建設工事指名業者等選定要綱に基づき、地元企業を中心に 20 社を指名いたしました。入札の結果、最低制限価格を下回った株式会社中電工については落札者とせず、予定価格と最低制限価格の間で最低の価格を提示をした富士古河 E & C 株式会社中国支店を落札者と決定したものでございます。工事の内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）エアコン設置工事その 1 について説明いたします。この工事は、海田小学校、海田西小学校、海田中学校、3 校の普通教室、特別支援教室、特別教室と児童生徒が使用する全教室についてエアコンの設置を行うものでございます。内訳といたしましては、海田小学校が 23 個、海田西小学校が 14 個、海田中学校 33 個の計 70 個でございます。工事の概要につきましては資料のとおりとなっております。また、スケジュールについて説明いたします。4 月下旬から 6 月末にかけて順次エアコンを設置してまいります。エアコン使用開始希望を 6 月の暑くなる時期からと思っており、スケジュール的にはぎりぎりになることが想定されますので、工事は、児童生徒が普段から生活する普通教室から優先的に整備していくよう要望しております。工事日につきましては、休日を基本としておりますが、授業日にも工事が必要になるような場合には、学校と調整して授業に支障のないようにしてまいります。以上です。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。ちょっとね、これ聞いてみますが、入札状況の中でですね、えらい辞退が多いのですがこれの理由は何かわかりますか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）辞退の理由につきましては、辞退書に書かれたものは当社都合によるといったものが主なものでございましたけれども、辞退届を持参された業者の方に話を聞いてみますと、今回の工事は、工期的に非常に厳しいというのが主な原因でございました。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。下岡議員。

○4番（下岡）はい、今回のこの入札の20の業者がですね、建設業、建設の入札だと思っておりますけれども、建築・土木・電気・管、四つの業のうちですね、どの業種を指名して行われたものでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）この度の指名業者でございますけれども、この度の工事は空調設備の設置の他、電気容量の増という業務もございますので、電気の登録のある業者の中から20社を選んでおります。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今回のこの工事の内容はですね、内容的にはエアコンの設置工事が中心になってるわけですね、確かに電源キュービクルの入れ替えだとかあるいは手直しだとかいうものもあると思いますけれども、工事の範囲としては圧倒的に空調の方がメインですから、金額もおそらくわかりませんが、金額的にもですね、エアコンの設置のほうの金額の方がはるかに高い金額だと思うんですよ。そうすると、エアコンの設置というのはですね、電気じゃなくて管工事に入るわけです。ですから本来ならですね、この工事は管工事で管で登録している業者を呼んでやるべき工事ではなかったんですか。こんなにたくさんの辞退が出ているというのもですね、電気を呼んでるからですね、自分の得手の分野ではないわけですよ。管の工事業者を呼んでればですね、こんなに辞退はたくさん出なかったんじゃないかと思えますけれども、その辺は、どうお考えですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）管工事とおっしゃいますけれども、海田町に登録してある管工事の業者さんというのは、水道とか下水とか、そういった業者さんが中心となります。エアコンといいますけれども、これは電気工事に入るというふうに町の方では考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）はい、世の中一般ではですね、空調工事は管工事、例えば大きな工事するときにはですね、空調工事を発注したときには管工事の主任技術者が現場管理をするということになってるんですよ、建設業法では。だから、おそらくね、これ電気工事でやってるから、現場の代理人、電気工事の主任技術者が入ってくると思いますよ。管工事の主任技術者じゃなくて。だけど工事範囲からしたら、空調が主体ですから、空調をメインにですね、現場管理をしていただかなきゃいけないんですよ。そういった点から現場管理という点からもですね。電気工事を呼んでやるというのは不適切だと私は思います。これ質問だから、自分の意見言うのはおかしいかもしれませんが、世の中一般的に、空調工事は管工事ですから、これはもう明確な基準ですからね。それを外してやっていると。ちょっとお聞きしますけれども、管工事ですね、町に何社、これ金額的にですね相当高いですから、一般建設業では、多分下請の発注金額の制限がありまして、特定建設業者でないといけないと思うんですよ。管工事のですね、特定建設業者の登録は何社あるんですか。

○議長（久留島）すぐに回答できますか。暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前9時50分 休憩

午前9時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開します。財政課長。

○財政課長（鶴岡）町の登録のある管工事の業者でございますけれども、全体では192社ほど登録がございます。このうち特定建設業の資格を持つ業者については、データではなく紙ベースの書類をめくる必要がありますので、現段階では把握ができておりません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）10番、多田です。今回の工事なんですが、海田小学校と海田西についてはですね、他の工事、耐震補強工事、それから海田小学校についてはプールとか給排水の工事というのが入ります。一緒になるんですが、その辺の工事の調整というのは具体的にどのようにされているのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今後、受注業者、受注した業者とともにですね、今から施工計画等々

を作ってまいりますので、その辺を十分調整しながら、現場の方で学校の方に迷惑かからんような形でですね、工事を施行していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）それと先ほどの話では6月末の暑い時期には何とか間に合わせるんだというふうにお聞きしておりますが、工事のスケジュール表を見ると、検査の方が大体7月ぐらいに完了検査ですか、7月ぐらいになってるんですが、6月の暑くなった時に、例えば試運転と称して付けられるのか、その辺はどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今のところはですね、普通教室の方から順次、頻度の高い普通教室の方から順次エアコンを設置し、完了した所からですね、順次引き渡しを受けて、運転をするという形を考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。この資料の43でいいますと金額で1,000万ぐらいですか、ちょっと間違うとる。いわゆる2次製品というんか、これは最初からですね、予算的には積算予算は80とか85パーセントというのは、金額を入れて入札するんじゃないかと思うんですが、そうするとこれのわずか5パーセントぐらいの違いと金額、正確な数字はわかりませんがね、失格になることもないんじゃないかというのがまず一つ、二つ目にはね、こうやって入札されとりますが、まず機種がない。いろんなメーカーでも、それなりの機種があつて単価があると思うんですよ。標準単価というのかどうなのか知りませんが、定価か何か知りませんがね、これでは機種の説明もないんよね、どうやって入札したのか、数字の出た根拠、ここらを説明してほしい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず最初の最低制限の話でございますが、今の最低制限価格というのは一応算式がありまして、それに基づいて設定をされております。極端に低いとかそういうことではございません。それから、機種の選定でございますが、実際入札するときにはですね、仕様書の中にどういったものを、どういったものの、どういった機種を、同等品のものを入れてください、入札として考えてくださいというのは図面等々で示しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だから今説明のようにね、大した差でないんだから企業努力でもできるんじゃないかと、こういうことを言うとする訳よね。それと、当然、そういう機種があるなら、ここにね、ここまで説明しておくわけですから、ここに何々メーカーの同等品という、何を以て同等品にするのか、言葉の同等品はわかるんですよ、例えばA社のB製品でも以て同等品っていうんならわかるんですよ。何もないんよの。だから少なくともここにはそれぐらいの説明が必要なんよの、と思うけども、わからん、それは仕様書に書いとったいうのかわからんが、ここではある程度のものを審議するわけだからね、その審議の基準になるものがないと審議しにくい。ただ、出たものを鵜呑みにせいというんなら何も審議することもない訳だ、それについて、どのように考えるのか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）これはちょっと今までの慣例ではございますが、工事箇所図等々です、具体的に製品名で何々の同等品以上というものは確か私の覚える限りではですね、そういったものは図示したことはないと思いますので、今回もそういった図示はしておりません。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）少し機種につきまして補足をさせていただきます。機種につきましてはですね、原動機の出力量という規格もございまして、冷房能力という規格もございまして、少し紹介させていただきますと、個別空調につきましては、7.1キロワットのもので、25台、10キロワットのもので21台、12.5キロワットのもので8台、14キロワットのもので4台、それから個別空調でなくビルマルと言われるものにつきましては、4.5キロが6台、5.6キロが41台、7.1キロが89台、8キロが88台、9キロが3台、このようにですね、簡単ではございますが明示してですね、こういった能力があるものについて採用していただきたいということにしております。これ以外にも、グリーン購入法の基準であるとかそういった一定のですね、仕様は定めて明示しながら入札を行っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）言うてもしょうがないんだけどね、一般的にはこういう製品は、物によってはね、4割引とかいうようなものもある訳。今、7キロがどうか何とか言われても、そんなものはね、今言うことであって、こういう一覧表をつけるとするんだからね、例えば普通教室のものについては7キロだ、特別教室のものについては10キロ、という

ふうにして一覧にして示してもおかしいことはない。ただ、今言われたからそうするんだと、こうもやる気がないと。ほいじゃ何を基準に審議せえ、こういう言うのか、その辺がね、わかりやすく言うと、いいかげんなことをしておるとこういうことになる訳よ。審議対象にならんというて言いたい訳じゃがね。そこらをもっと誠意を持った説明を、資料を出さないとね、途中からぐずぐず言われることになるわけですよ。例えばキュービクルじゃったらトランスが20キロが10個とか、15キロが3個とか書くべきなんよ。何にもない。そういうことじゃから、いいかげんじゃとこういう言うのとる訳よね。それについて、今後どうやって、本当にずーっと明記せんのか、あるいはある程度のもをここに出して、こういうことで業者をお願いしとる、こういうふうにやっぱりやらないと。私はこういうことは素人でわからんけども、例えばこの7キロか3キロか知らんけども、教室の部屋面積にしたら、容量が足らんというようなことにもなるかもわからん。私個人的にはわからないけども、そういうことがわかる人がおるかもわからん。だから必要だと言うとる、それについての考えは。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）工事箇所図につきましては、従来からこういう形で出ささせていただいておりますので、今後特段、議会運営委員会、そういったところからのご指摘がなければ、従来どおりの資料で出ささせていただきたいと思っております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）議案の28号、この中に工期は平成26年7月31日と記載されております。資料の44、多分これ業者にもわたっていると思いますが、スケジュール工程表がございしますが、先ほどの、6月中にはそういった形で利用が可能にしていきたいという希望があるというふうに説明があったと思いますが、この工程表の中にですね、試運転の時期は7月から開始、検査は7月下旬というふうになっているのですが、一番懸念しているところはですね、利用者が操作をするということなのか、または業者の人がきちっとそこに立ち会って、業者の人がその扱いをする、試運転するとかいろんな形のものでいい。そうしないと、例えばですね、我々素人が勝手につついてですね、壊したとか、そういったリスクというのがここに必ず発生する。工期間中ですから、基本的には業者の方の範囲と理解できるんですが、そこらのリスクの回避をどのように考えられているのか。それと工程表の中になぜこれが入ってないのか。この、バーがですね、7月の中旬から入っていますよね、試運転は。それから検査は7月の中旬というふうになってる。これは

基本的には先ほどの説明からすればもっと前から線を引くべきではないかと思いますが、その2点よろしくをお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回一番苦勞しましたのが、キュービクルにつきまして、制度が変わってこの4月1日以降に設置するものについては、新制度でないといけないという形になりまして、その調達が間に合うかどうか、これが設計業者とのヒアリングの中で相当なウエートを占めてまいりまして、1番は、さっきもありましたようにやはり懸念しましたように多くの業者が工期が間に合わないということで辞退、しかしながら、私どもとしては、この次の夏に生徒たちに何とか冷房を間に合わせたいと、その間で何ができるかということ考えました。今お示ししておりますスケジュールにつきましては、契約上の、ですからこれより遅れた場合にペナルティが生じるとかそういったある程度意味合いを持たせた工期にしておりますけども、それと、子どもたちに冷房の環境を与えると、そこをどのようにクリアしていくかという感じで、先ほどおっしゃいましたように、確かに検査が済んでないという段階で使った場合にどちらの不備によってのそれが故障かと、そういったような問題出てきますが、そこは、今からまだ仮契約でございますから本契約が済んだ段階で、そのこのところのルールを決めて、常にその業者を立ち会わせて、暑いから業者につけてくれというのは、非現実的な面もございますから、そのこのところは業者と十分に話をして、そういったリスクをいかに管理するかと、ただ、一つには、業者が、そういった適切に工事ができる工期をとる。もう一つは、子どもたちに梅雨時期で暑くなる6月から、できればそういった冷房の環境を与える、この二つをいかに調和させていくかということで、この部分についてはまだちょっと知恵をさらに出したいと思いますので、今の西田議員の質問に対する確たる答弁になってないかもわかりませんが、そのこのところは今後の調整事項とさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第28号議案は、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第17、第29号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第29号議案、工事請負契約の締結について。町内小・中学校において施工する町内小中学校エアコン設置工事その2の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 財政課長。

○財政課長(鶴岡) それでは、第29号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書その2の2ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は町内小中学校エアコン設置工事その2でございます。工事場所は海田町浜角地内他2か所、請負金額は1億7,820万円、請負者は、株式会社中電工海田営業所所長森本二郎で、工期は議決の日の翌日から平成26年7月31日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料45の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札は、海田町建設工事指名業者等選定要綱に基づき、地元企業を中心に20社を指名いたしました。入札の結果、最低制限価格を下回った富士古河E&C株式会社については落札者とせず、予定価格と最低制限価格の間で最低の価格を提示した中電工株式会社を落札者と決定したものでございます。工事の内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長(久留島) 学校教育課長。

○学校教育課長(石川) エアコン設置工事その2について説明いたします。先ほどありましたその1以外の学校の内訳でございます。海田東小学校27個、海田南小学校28個、海田西中学校10個、計65個でございます。工事のスケジュール、工事日については、議案第28号と一緒にございます。以上です。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。下岡議員。

○4番(下岡) この入札金額、落札金額なんですけれども、2件を合わせますとですね、ちょっと、端数を丸めると3億4,500万ということで、これ予算が4億8,300万。これ

から仮に5パーセントの消費税を控除すると4億6,000万、これのですね、ちょうど75パーセントが3億4,500万になるわけですね、この2件を合計したときにですよ。それともう一つは、一つの工事は中電工が落札と、二つ目をとった業者は失格、最低制限価格を下回っている。で、もう一つの工事は逆に富士古河E&Cがとって中電工が失格ということになってるんですけども、これはたまたま結果的に偶然こうなったのか、何らかの意味があってこうなったとお考えなのか。それともう一つですね、さっきも聞きましたけども、本来ですね、これ、空調の一級主任技術者が現場管理をしないとですね、適切に工事ができるかどうか。特に今お聞きしますと、日程的に厳しいということがありますので、正確な工事を担保するためにはですね、やっぱり、一級の管工事を持っておるものですね、現場に入らないと、余計混乱するんじゃないかと思うんですけども。例えばそういうことの附帯条件ですよ、現場には、正規には現場代理人には一級の電気工事主任技術者でもいいけども、空調工事の正確を期するためにですね、一級管工事主任技術者をに入れてほしいというような要望を出すとかいうお考えはないかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目につきましては偶然の結果だというふうに判断しております。2点目についてでございますが、今回の空調設置につきましては、いわゆるビル空調といわれるような、そういったボイラーを設置するとかそういうのはなく、家庭用のエアコンより少し性能がいいものをつけるというようなところでございますから、議員ご指摘のような配置まで求める考えはございません。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）あの、ご存じのようにですね、これ電気工事の技術者というのは、過去電気工事の現場を踏んできてるわけですよ。これ空調ですから、一級管工事の主任技術者が大きな空調の現場、エアコンの現場を踏んできてるわけですよ。だから何かあった時にはですね、そういう経験というのは必ず生きてくる、対処の仕方というものがあるわけ。自分が経験してきてますから。特に今日程が厳しいわけですからそういうものを選ばないと、電気工事の技術者は工事やっていく中でですね、いろんなトラブルが発生したときに、処理の仕方がうまくできない可能性がある。なぜなら経験がないわけですから。そういうことがあるからそういう配慮をすべきではないですかということ申し上げてるんですけども、その考えはない訳ですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）いま一度申し上げますが、今回は個別空調ということで、総合的な空調工事ではございませんので、現段階でそういう特別な取り扱いをする気はございません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 29 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 29 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 18、第 30 号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 30 号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）それでは、第 30 号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書その 2 の 3 ページをお開きください。あわせて資料 47、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表をご覧ください。説明については、資料 47 で説明いたします。この度の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の退職報償金を引き上げるものでございます。まず、第 3 条におきまして規定の整理を行うとともに、別表において、勤務年数の 5 年以上 10 年未満の団員の支給額を 5 万 4,000 円引き上げ、そ

れ以外は一律5万円引き上げを行うものでございます。議案書その2、3ページをご覧ください。施行期日は平成26年4月1日で、経過措置として施行日以後において退職したものに適用するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）特別な質疑というほどのものじゃないが、先の予算委員会においてね、町在住者というような、多くは言いませんが、そういうお尋ねしたと思いますが、その後それを確認したかどうか。いわゆる町外在住者だけで構成された、だけということはないよね、そういう人も随分おられるんじゃないかというんで、関連しておりますのでちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員の方から予算委員会の方でご指摘ございましたことについて調査を行いました。残念ながら1名の該当がございました。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第30号議案は、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第19、発議第1号、海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議会改革特別委員会委員長より提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会、岡田委員長。

○議会改革特別委員会委員長（岡田）議会改革特別委員会委員長の岡田でございます。発議第1号、海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明をいたします。一般質問における討議の充実を図る観点から、町長等に対して、答弁書の

事前配布を求めるための条例の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日から
です。以上簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許
します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第1号につ
いて採決を行います。お諮りいたします。発議第1号については、原案のとおり決する
にご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）意義なしと認めます。よって発議第1号は、原案のとおりこれを決しま
す。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）ただいま大高下議員他14名から、発議第2号、海田町議会委員会条例の  
一部を改正する条例が提出されました。これを日程に追加して追加日程第1として議題  
としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって発議第2号を日程に追加し、追加日程第1  
として議題とすることに決定いたしました。追加日程第1、発議第2号、海田町議会委  
員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案を配付いたし  
ますので、しばらくお待ちください。

（議案書配布）

○議長（久留島）本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いた  
します。これより発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。発議第2号  
については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおりこれを決しま  
す。以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。この際、  
町長より発言の申し出がございませんので、これを許します。町長。

○町長（山岡）議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。私から一言ご挨拶を申し上げます。まず、専決処分についてでございますが、今国会での地方税法の一部を改正する法律案が審議されております。この法律案が成立しますと、課税事務上必要がある場合がございますので、この場合、関係条例を専決処分させていただく予定にしております。次に3月4日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆さん方には本会議及び予算特別委員会で慎重かつ熱心に審議をいただき、ありがとうございました。審議の過程におきまして皆様から賜りましたご意見や要望を、新年度の施策の執行にあたりできる限り尊重してまいります。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久留島）閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。本定例会は、平成26年度予算をはじめ多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でございます。議員各位におかれましては、これらの審議にあたっては去る3月4日から本日まで誠に真剣に熱意あふれるものがあり、ご精励に対し深く敬意をあらわすものでございます。また、執行部におかれましては常に紳士的な態度をもって誠意を尽くして説明をされ、衷心より深く御礼を申し上げます。審議の過程で議員各位から述べられました意見や要望が十分反映されますよう、特段の配慮を払われまして、町政発展のため、住民自治の原点に立ち返り、なお一層の努力をされることをお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。以上で、平成26年第2回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

午前10時25分 閉会